

入 札 予 報

委 託 業 務 番 号	令和3年度 第193号	
委 託 業 務 名 称	第1プラント管理棟水質試験室薬品等処理業務	
委 託 業 務 場 所	別紙仕様書のとおり	
履 行 期 間	契約締結日の翌日から 〃 日開 令和4年3月22日まで	
入 札 日 時	令和3年7月28日 午前10時00分	
入 札 場 所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟1F 総務課 執務室	
No.	業 者 名	委 託 業 務 概 要
1	喜楽鉱業(株)	第1プラント管理棟水質試験室薬品等処理業務
2	近畿環境保全(株)	
3	(株)日吉	
4	(株)ヒロセ	
5	(株)メディカルウェイトシステム	
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

くじになった場合に
備えての3桁以内の
任意の数字記入欄

--	--	--

※記入がない場合
は000とみなす

入 札 書

1 入札金額 (総額・税抜)			億	千	百	十	万	千	百	十	円
2 委託業務番号	令和3年度 第193号										
3 委託業務名称	第1プラント管理棟水質試験室薬品等処理業務										
4 委託業務場所	別紙仕様書のとおり										
5 入札保証金額	免除										

上記の金額をもって契約したいので、仕様書、契約書案および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）ならびに指示事項を承知して入札いたします。

なお、同価の入札をした者が2者以上ある場合、くじ引きの結果について不服申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

入札者 商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当者 湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道 様

「入札書の送付方法」

郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送していただくこととします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

【入札書郵送方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) 内訳書の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に①の封筒に入れる。
- (3) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、**一般書留又は簡易書留**で入札書送付先に郵送する。
①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (4) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず**案件ごとに内封筒を作成してください。**また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

(1) 内封筒 (表)

案件名	〇〇委託業務
開札日	令和〇年〇月〇日

(2) 内訳書

入札書	+	内訳書 (指示がある場合)
-----	---	------------------

(1) 内封筒 (裏)

印	糊付けし、入札書の印と同じ印で封緘する
---	---------------------

(3) 外封筒 (表)

〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 総務課 宛	簡易書留 一般書留	入札書在中と朱書してください	入札書在中
---	--------------	----------------	-------

(3) 外封筒 (裏)

①案件名 ②開札日 ③入札者の名称 ④入札者の電話番号 ⑤入札者のFAX番号 ⑥担当者氏名
--

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 委 託 業 務 番 号 令和3年度 第193号
- 2 委 託 業 務 名 称 第1プラント管理棟水質試験室薬品等処理業務
- 3 委 託 業 務 場 所 別紙仕様書のとおり

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

特記仕様書

委託業務番号 令和3年度 第193号
委託業務名称 第1プラント管理棟水質試験室薬品等処理業務
委託業務場所 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地
湖北広域行政事務センター 第1プラント

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（平成28年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（平成31年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	1	作業報告書	—
現場代理人等届	—	作業写真	—
工程表	1	業務完了報告書	1
施工計画書	—	請求書	1
その他監督職員が指示するもの	1	その他監督職員が指示するもの	1

業務内容

第1 業務概要

本業務は第1プラント管理棟から水質試験室薬品等を適正に運搬および処分するものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中の第1プラントでの業務であり、安全に十分に注意し実施すること。

第3 業務内容

- (1) 別紙1「処理薬品等一覧表」の番号1～42の処理薬品等（以下「処理薬品等」）を第1プラント管理棟から適正に運搬および処分すること。
- (2) 処理薬品等の運搬および処分については、以下のとおりとすること。
 - ア 運搬については、受託者は、処理薬品等について、排出場所(滋賀県)及び搬入先(処分先)の都道府県知事又は政令で定める市長が許可した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬許可業者であること。
 - イ 処分については、受託者が処分業者を選定すること。
 - ウ 選定する処分業者は、処理薬品等について、都道府県知事又は政令で定める市長が許可した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業者であること。
 - エ 処分費は受託者が支払うこと。
※委託者(湖北広域行政事務センター)が業務完了後に収集運搬費と処分費を併せて委託料として受託者に支払うものとする。
- (3) 受託者は、上記の提出書類に加えて、以下の書類を委託者に提出すること。
 - ア 排出場所(滋賀県)及び搬入先(処分先)の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - イ 搬入先として選定した処分業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - ウ 最終処分業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - エ 産業廃棄物管理票(マニフェスト):収集運搬(B2票)、処分(D票及びE票)(※マニフェストは5年間保存するものとする。)
 - オ 収集運搬に使用する車両の写真(前面・側面)、車検証の写し
 - カ その他委託者が指示する書類

その他

- ・本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- ・施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。

- ・本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- ・本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。

第3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月22日まで

第4 処理薬品等の保管場所

〒529-0367 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地 第1プラント

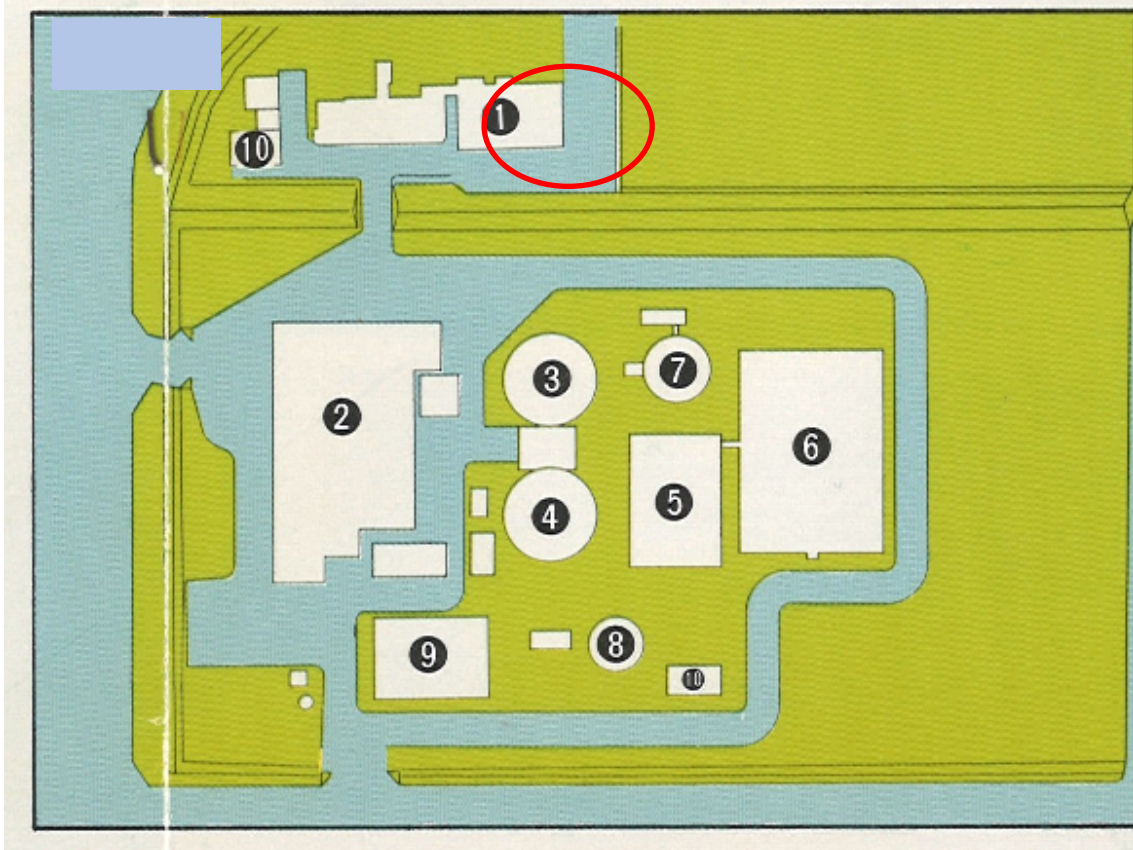
※詳細は「第1プラント施設配置図」のとおり

第5 その他

- (1) 本件業務の契約は、収集運搬委託契約は本件業務の受託者と締結し、併せて処分委託契約は受託者が選定した処分業者と締結をそれぞれに行うものとする。
 - (2) 委託料の支払いは、本仕様書 第3 業務内容の(2)のエの記載のとおり、本件業務の受託者に収集運搬費と処分費を業務完了後に併せて支払うものとする。
 - (3) 受託者は本件業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、委託者の承認を得て、法令で定める再委託の基準に従って委託する場合は、この限りでない。
 - (4) 令和3年7月8日(木)午後2時から現地確認を実施する。現地確認を希望する場合は、前日までに担当課(第1プラント TEL 0749-79-0181)まで連絡すること。
 - (5) 入札に参加する者は、薬品等処理について、令和3年7月15日(木)午後5時までに、別紙2「薬品等処理確認書」及び廃棄物の収集運搬・処分業の許可を確認できる許可証の写し等の資料を提出(郵送)することとする。この提出がない場合は入札を辞退したものとみなす。
なお、薬品等処理確認書についての確認の結果について、上記「薬品等処理確認書」にかかる回答書をFAXにて送信するものとする。
- 【薬品等処理確認書提出場所】**
長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター 総務課 TEL:0749-62-7142
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

以上

■第1プラント施設配置図



- ① 管理棟・水質試験室 ← 処理薬品等保管場所
- ② 機械棟（前処理・脱水・焼却炉）
- ③ 第1攪拌槽
- ④ 第2攪拌槽
- ⑤ 第1ばっ気槽
- ⑥ 水処理棟（第2ばっ気槽、オゾン、砂ろ過、活性炭吸着）
- ⑦ 凝集沈殿槽
- ⑧ 汚泥濃縮槽
- ⑨ 取水プール
- ⑩ 倉庫、車庫

別紙 1

処理薬品等一覧表

番号	名称	形状	容器等	数量	単位
1	特別管理 廃酸液	液体	プラスチック・ポリタンク	1	個・18ℓ/個
2	特別管理 廃アルカリ液	液体	プラスチック・ポリタンク	1	個・18ℓ/個
3	水酸化ナトリウム	液体	プラスチック・ボトル	3	本・500cc/本
4	塩酸35%	液体	プラスチック・ポリタンク	1	個・20kg/個
5	塩酸	液体	プラスチック・ボトル	1	本・2000cc/本
6	アルカリ液	液体	プラスチック・ポリタンク	1	個・18ℓ/個
7	塩化カリウム	液体	プラスチック・ボトル	1	本・500cc/本
8	3M塩化カリウム溶液	液体	プラスチック・ボトル	1	本・500cc/本
9	過マンガン酸カリウム溶液	液体	プラスチック・ポリタンク	1	個・10ℓ/個
10	L-アスコルビン酸	粉末	プラスチック・ボトル	1	本・25g/本
11	フェノールフタレイン指示液	液体	ガラス・ビン	1	本・100cc/本
12	酸性液	液体	ガラス・ビン	1	本・500cc/本
13	不明な液体 フラスコ大	液体	ガラスフラスコ	1	本・500cc/本
14	不明な液体 フラスコ小	液体	ガラスフラスコ	4	本・100cc/本
15	不明な液体 ボトル	液体	プラスチック・ボトル	1	本・1000cc/本
16	不明な固体 ビーカー	固体	ガラス・ビーカー	1	個・100cc/個
17	不明なポリタンク	固体	プラスチック・ポリタンク	1	個・20ℓ/個
18	PH計電極	固体	ガラス・コード	32	本
19	PH計内部液(粉末)	粉末	ビニール・袋	1	袋・100g/袋
20	全窒素測定用分解試薬	粉末	紙袋等	1	ケース・4袋/ケース
21	PH計標準液用粉末試薬4.01	粉末	紙袋等	5	袋・5g×5袋/袋
22	PH計標準液用粉末試薬6.86	粉末	紙袋等	5	袋・5g×5袋/袋
23	PH計標準液用粉末試薬9.18	粉末	紙袋等	3	袋・5g×5袋/袋
24	PH9.18ほう酸塩PH標準液	液体	プラスチック・ボトル	2	本・500cc/本
25	PH6.86ほう酸塩PH標準液	液体	プラスチック・ボトル	2	本・500cc/本
26	PH4.01ほう酸塩PH標準液	液体	プラスチック・ボトル	3	本・500cc/本
27	PH計4.01・内部液	液体	ペットボトル	5	本・500cc/本
28	PH計6.86・内部液	液体	ペットボトル	5	本・500cc/本
29	PH計内部液	液体	プラスチック・ボトル	11	本・50cc/本
30	PH計内部液	液体	プラスチック・ボトル	3	本・250cc/本
31	PH計内部液	液体	プラスチック・ボトル	1	本・500cc/本
32	電極内部液3Mkcl	液体	プラスチック・ボトル	1	本・500cc/本
33	電解液	液体	プラスチック・ボトル	2	本・50cc/本
34	電解液	液体	プラスチック・ボトル	5	本・50mℓ/本
35	酸素電極電解液	液体	プラスチック・ボトル	1	本・50cc/本
36	3.3mol内部液	液体	プラスチック・ボトル	1	本・1000mℓ/本
37	10%Na2S03ag(ゼロ校正用)	液体	プラスチック・ボトル	1	本・50cc/本
38	UV計スパン校正液	液体	プラスチック・ポリタンク	1	個・20ℓ/個
39	イオン交換樹脂 ※ガラス容器入り	固体	ガラス・金属	5	本・5ℓ/本
40	オルガゾール	粉末	ビニール・袋	3	袋・1kg/袋
41	研磨液	液体	プラスチック・ボトル	1	本・50cc/本
42	LLC廃液	液体	プラスチック・ポリタンク	4	個・20ℓ/個

別紙2 (提出期限：令和3年7月15日(木)午後5時) 郵送による。

※廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を確認できる許可証の写し等の資料を添付のこと。

令和 3年 月 日

薬品等処理確認書

湖北広域行政事務センター
管理者 若林正道様

入 札 者
住 所

商号または名称

代表者氏名

印

令和3年度第193号第1プラント水質試験室薬品等処理業務にかかる入札において、薬品等処理については、下記のとおり実施することを、確認できる許可証の写し等の資料を添付して、提出いたします。

記

■処分業者の許可事項

住所	
名称及び代表者の氏名	

[産廃]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	別添許可証写しのとおり
事業区分	別添許可証写しのとおり
産業廃棄物の種類	別添許可証写しのとおり
許可の条件	別添許可証写しのとおり
許可番号	別添許可証写しのとおり

[特管]

許可都道府県・政令市	別添許可証写しのとおり
許可の有効期限	別添許可証写しのとおり
事業区分	別添許可証写しのとおり
産業廃棄物の種類	別添許可証写しのとおり
許可の条件	別添許可証写しのとおり
許可番号	別添許可証写しのとおり

※ 処分業者が複数ある場合は、以上項目に従い別葉にて追加すること

■収集運搬業者の許可事項1【排出都道府県（滋賀県）】

住所	
名称及び代表者の氏名	

[産廃]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	別添許可証写しのとおり
事業区分	別添許可証写しのとおり
産業廃棄物の種類	別添許可証写しのとおり
許可の条件	別添許可証写しのとおり
許可番号	別添許可証写しのとおり

[特管]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	別添許可証写しのとおり
事業区分	別添許可証写しのとおり
産業廃棄物の種類	別添許可証写しのとおり
許可の条件	別添許可証写しのとおり
許可番号	別添許可証写しのとおり

■収集運搬業者の許可事項2【処分都道府県】

住所	
名称及び代表者の氏名	

[産廃]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	別添許可証写しのとおり
事業区分	別添許可証写しのとおり
産業廃棄物の種類	別添許可証写しのとおり
許可の条件	別添許可証写しのとおり
許可番号	別添許可証写しのとおり

[特管]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	別添許可証写しのとおり
事業区分	別添許可証写しのとおり
産業廃棄物の種類	別添許可証写しのとおり
許可の条件	別添許可証写しのとおり
許可番号	別添許可証写しのとおり

※ 処分業者が複数ある場合は、以上項目に従い別葉にて追加すること。

以上